

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（260））
2. 日 時：平成29年8月4日 10時00分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 18階共用会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与  
（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、  
森技術研究調査官、伊東技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループマネージャー 他8名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 課長

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、6月28日、7月18日及び8月1日のヒアリングの提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 海水ポンプ室の漏水量の評価については、グラウンド減圧配管に作用する津波波圧（加圧）の影響も考慮したうえで、グラウンドリーク量について再評価した結果を整理して提示すること。また、漏水発生基準高さを床版の標高である0.8mに変更すべきか検討した資料を提示すること。
- 外郭防護2の適合性については、設置許可基準第5条の別記3の要求事項（浸水想定範囲の設定、浸水対策、防水区画化等）への対応を再度整理して提示すること。
- 津波荷重には動的荷重等を含むことを、整理して提示すること。
- 貫通部の止水構造については、各対策の目的と用途について整理して提示すること。
- 循環水ポンプの停止手順については、目的（非常用海水ポンプの水源確保、循環水ポンプ財産保護等）を明確にしたうえで時間的制約（停止しなかった場合の影響を含む）等の条件について詳細に説明した資料を提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案